

社会福祉法人かわち野福社会 役員及び評議員の報酬に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人かわち野福社会（以下「この法人」という。）の理事、監事及び評議員の報酬に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。

(2) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。

(3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。

(4) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。

(5) 報酬とは、社会福祉法第45条の35第1項で定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。

(6) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費(宿泊費を含む)等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

(常勤役員の報酬等の算定方法)

第4条 常勤役員に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。また、当法人の管理者を兼ね、職員給与が支給されている役員については、職員給与規定に基づき、賞与及び退職手当を支給する。報酬については次表に定める額。

役職名	報酬額
業務執行理事①(法人管理者)	支給なし
業務執行理事②(嘱託管理者)	支給なし

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第5条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。報酬については次表に定める額。

(1) 理事長

役職名	報酬額
理事長	80,000円(月額)

(2) 理事

役職名	報酬額
理事会への出席	10,000円(1回)

(3) 監事

役職名	報酬額
理事会への出席	10,000円(1回)
監事による監事監査	10,000円(1回)
上記他、法人業務のための出勤	10,000円(1回)

(4) 評議員

役職名	報酬額
評議員会への出席	10,000円(1回)

2 非常勤役員等の交通費については、実費相当分を支給する。

(報酬等の支給方法)

第6条 常勤職員に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

2 報酬が月額報酬については毎月25日とする。ただし、その日が休日にあたるときは職員給与規定に準じた日とする。

3 非常勤役員、評議員に対する報酬は、当該会議に出席した都度に支給する

(費用)

第7条 役員及び評議員には、出張に要する旅費(宿泊費含む)を、出張旅費基準に準じて出張費として支給する。

(公表)

第8条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

(補足)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

附則

この規程は平成29年6月16日(定時評議員会の議決日)から施行する。

この規定は平成29年9月21日改定(第158回理事会)